

原管 P 発第1305293号
平成 2 5 年 5 月 2 9 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長職務代行 副理事長 辻倉 米藏 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定
に基づく保安のために必要な措置命令について

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、平成 2 5 年 1 月 3 1 日に貴機構から「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日 原管 P 発第 1 2 1 2 0 7 0 0 1 号）」（以下「平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日の命令」という。）に対する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 3 6 条第 1 項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日 原管 P 発第 1 2 1 2 0 7 0 0 1 号）」に対する結果報告について（平成 2 5 年 1 月 3 1 日 2 4 原機（も） 6 3 5）」（以下「平成 2 5 年 1 月 3 1 日の報告」という。）及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 7 条第 1 項の規定に基づく報告の徴収について（平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日 原管 P 発第 1 2 1 2 0 7 0 0 2 号）」に対する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 7 条第 1 項の規定に基づく報告の徴収について（平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日 原管 P 発第 1 2 1 2 0 7 0 0 2 号）」に対する結果報告について（平成 2 5 年 1 月 3 1 日 2 4 原機（も） 6 3 6）」の提出を受け、同年 2 月 1 4 日から 1 5 日までの立入検査及び平成 2 4 年度第 4 回保安検査等を通じて、高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）において、約 1 万の機器について保全計画に定めた点検間隔及び頻度での点検を行わなかったこと、保全の有効性評価を実施せず複数回にわたり点検を先送りしたこと並びに平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日の命令に基づき一部機器について点検を実施したことを確認した。

上記の確認結果に基づき、当委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 3 5 条第 1 項の規定に基づく、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 1 2 年総理府令第 1 2 2 号）第 2 6 条の 2 第 1 項、第 2 6 条の 2 の 4 第 2 号、第 2 6 条の 2 の 5 第 1 号ロ、第 3 号及び第 5 号、第 2 6 条の 2 の 6 第 1 号、第 2 6 条の 2 の 7 各号、第 2 6 条の 3 並びに第 3 0 条第 1 項第 4 号イ、ロ及びニからへまでの規定に違反すると判断する。

このことから、貴機構に対し、原子炉等規制法第36条第1項の規定に基づき、もんじゅについて、下記の保安のために必要な措置を講じることを命ずる。

なお、この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により当委員会に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

- 1 以下の事項を含め、保守管理体制及び品質保証体制を再構築すること。
 - ・経営層は、もんじゅの保守管理業務が確実に実施でき、かつ、新たに点検時期の超過を発生させないよう人材、設備等及び予算を適切に配分するとともに、保守管理業務を担当する職員を組織内で適正に評価すること。
 - ・組織として、保全計画の対象となる全ての機器の点検状況を正確に把握し、管理できるシステムを構築すること。
- 2 平成24年12月12日の命令に対し、貴機構が平成25年1月31日の報告を提出した時点において、措置が完了していないものについて、同命令に従い、引き続き、必要な措置を講ずること。
- 3 上記1及び2について、貴機構の措置が完了した後、対応結果について当委員会へ報告すること。
- 4 上記3に関する当委員会の確認が完了するまでの間、保安の確保に必要な点検等を除き、原子炉等規制法第28条第1項に基づく使用前検査（原子炉施設の性能に関する事項に限る。）を進めるための活動を行わないこと。

以上